

再発防止対策

I. コンプライアンスの再徹底

- (1) コンプライアンス研修の実施等
社長から全社員に対し、独占禁止法遵守をはじめ、コンプライアンスを徹底することを求めるメッセージを発信した上で、役員・社員を対象に、独占禁止法およびコンプライアンスに関する意識・知識の向上、適切な職場内指導の徹底を目的とした研修を実施する。
- (2) 問題行為防止ルール of 明確化
コンプライアンスマニュアル、その他業務マニュアルの改訂等により、取引先の談合や談合誘発・助長行為等の問題行為を防止するためのルールを明確化する。
- (3) 内部通報制度の強化、周知徹底
当社社員や取引先社員等が問題行為を見聞きした場合に、より通報しやすくするため、内部通報制度を匿名で利用できることの周知を徹底する。

II. 発注のしくみに関する見直し

- (1) 取引先に対する現場説明会の原則廃止
現場説明会時の予算情報の開示等を防止するため、現場説明会を原則廃止する。
- (2) 見積もりに関する個別問合せ対応の廃止
設計担当者と取引先との個別の対応機会を遮断するため、原則として取引先から工事仕様等に関して問合せがある場合には、決裁手続きを経た上で、書面により回答を行う。
- (3) 取引先から不適切な働きかけがあった場合の報告ルール、措置の明確化
取引先から予算情報の開示要求等、不適切な働きかけがあった場合に、組織的な対応をとるため、速やかに上司に報告するルールを策定するとともに、働きかけを行った取引先に対する措置を明確化する。

Ⅲ. グループ会社についての再発防止徹底

(1) コンプライアンス研修の実施等

当社社長からグループ各社社長に対して、独占禁止法遵守及びコンプライアンスを徹底することを求める文書を発信するとともに、グループ会社において意識・知識を高めるため、当社による研修を実施する。

(2) グループ内部通報制度の強化、周知徹底

当社グループ各社の社員等が問題行為を見聞きした場合に、より通報しやすくするため、匿名の内部通報制度の周知を徹底する。

(3) グループ会社における再発防止策の確認、指導

きんでん、およびかんでんエンジニアリングにおける再発防止策の内容および実施状況について確認を行うとともに、必要に応じ指導する。また、その他の当社グループ各社にも再発防止策を水平展開し、その取り組み状況を確認するとともに、必要に応じ指導する。

(4) グループ各社に対する実地モニタリングの実施

当社グループ各社のコンプライアンスに係る体制や活動等について、各社を訪問しモニタリングを実施する。

Ⅳ. 再発防止策に関する実施状況のモニタリング

I～Ⅲの再発防止策に関する実施状況について内部監査を行うとともに、コンプライアンス委員会に報告することにより、モニタリングを行う。

以 上